

学習者用端末等貸与申込書

令和3年7月 日

江南市立古知野東小学校長 様

保護者名

電話番号

年 組 番

児童生徒名

下記のとおり、学習用端末等の貸与を受けたいので、申込みします。

記

1 貸与物品

学習者用端末

学習者用端末付属品（ACアダプタ）及びモバイルルーターについて、注意事項を確認の上、貸与を希望する場合は下記物品に☑をつけてください

学習者用端末付属品（ACアダプタ）モバイルルーター（付属品を含む）

【注意事項】

※ご家庭にある代用品（携帯充電器・ゲーム機等）で端末の充電が可能なものもありますので、一度ご確認ください。

※学習者用端末付属品（ACアダプタ）及びモバイルルーターの貸与は、1世帯につき1台です。モバイルルーターの貸与を希望する場合は、江南市立小中学校に在籍する児童生徒のうち、最年長の児童生徒が在籍する学校に提出してください。

※モバイルルーターは台数に限りがありますので、貸与できない場合もあります。

※モバイルルーターを使用するために必要な事務及び費用（契約事務手数料や通信料等）は、保護者の負担となります。

2 遵守事項

学習者端末等を使用するにあたり、学習者用端末等使用条件を遵守します。

(裏面)

※学校記載欄

| | | | |
|------|--------------------------|--------|--|
| 端末番号 | | ルーター番号 | |
| 貸与期間 | 令和3年7月16日 から 令和3年8月31日まで | | |

(裏)

学習者用端末等使用条件

学習者用端末やモバイルルーターを借り受けた児童生徒と保護者の皆さんは、注意をもって正しく使用・管理してください。また、アカウントの悪用などの犯罪から児童生徒を守るため、操作履歴がクラウド上に保存されることにご理解ください。

1 端末及びルーターの使用については、次の行為を遵守してください。

- (1) 学校が認めた学習以外の目的で使用しないこと。
- (2) 他者に使用させ、又は転貸しないこと。
- (3) 売却し、廃棄し、又は故意に破損しないこと。
- (4) 他者に対し被害や悪影響を与えないこと。
- (5) 許可なくソフトウェアやアプリケーションをインストールしないこと。
- (6) セキュリティの維持に努めること。
- (7) パスワード等の情報を他者に漏らさないこと。

2 学校から端末及びルーターの使用及び管理に関して別に指示があった場合は、その指示に従ってください。

3 定められた使用条件に違反した場合又は特に必要と認める場合、端末及びルーターを返却していただくことがあります。その場合には、直ちに返却をお願いします。

4 端末及びルーターの貸与に係る費用は、無料です。ただし、学校以外の場所での端末及びルーターを充電する費用やルーターを使用するために必要な事務及び費用は、保護者の負担となります。

5 返却などについて

- (1) ルーターを借り受けた後に、家庭にインターネット環境を整備された場合は、速やかにルーターを校長に返却してください。
- (2) 児童生徒の在籍する学校が変わる場合は、速やかに端末及びルーターを校長へ返却してください。

6 責任

- (1) 端末等の使用にあたり、児童生徒等の責に帰すべき理由により教育委員会又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負います。
- (2) 端末及びルーターを破損又は紛失等した場合は、直ちに学校へ連絡し、学習者用端末等破損・紛失等届を校長へ提出してください。故意又は重大な過失の場合、端末及びルーターに係る実費弁償を負担していただきます。

なお、住居侵入等による第三者による盗難等、使用者の責に帰さない事象については、警察へ被害届を提出し、被害届受理番号を確認してください。

7 その他、端末及びルーターの使用に際しては、学校の指示に従ってください。